

答 申 の 概 要

件 名	特定事件の経緯が分かる文書に係る非開示決定に対する審査請求（諮問第53号）		
本件保有個人情報	特定時期に本人が特定事件の被疑者となった経緯が分かる文書		
主な非開示理由	条例第3条第2項（適用除外）		
処分庁	静岡県警察本部長		
諮問年月日	令和5年4月27日	答申年月日	令和6年7月4日
主な論点	処分庁が、本件保有個人情報は「個人情報保護法その他の法律の規定により同法第5章第4節の規定が適用されない」個人情報であるとして、条例第3条第2項の規定に基づき、条例第3章の規定が適用されないことを理由に「非開示決定」したことは妥当か。		

**審査会の結論**

処分庁の決定は妥当である。

**審査会の判断**

本件請求は、本件保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件保有個人情報は、法第122条第1項及び条例第3条第2項に基づき、条例第3章（開示、訂正及び利用停止）の規定が適用されないとして非開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、本件処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件保有個人情報に対する条例第3章の規定の適用の可否について検討する。

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、その請求内容からして、審査請求人が特定事件の被疑者となったことを前提としたものであると認められる。

(2) 本件保有個人情報の条例第3章の規定の適用の可否について

ア 条例第3条第2項（適用除外）の趣旨について

条例第3条第2項は、「第3章の規定は、法その他の法律の規定により法第5章第4節の規定が適用されないこととされた個人情報については、適用しない。」と規定している。法第122条第1項では、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報については、法第5章第4節の適用除外とする旨規定されていることから、これらの保有個人情報については条例第3章の規定が適用されないこととなる。

その趣旨は、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる可能性があるなど、被疑者の立場になったことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるため、そのような事態を防ぐ点にあるとされる。

たとえ自己の個人情報の開示請求であっても、雇用主が、採用予定者の前科の有無の確認やその内容を確認する目的で採用予定者本人に開示請求をさせる場合などが想定されるため、これらの保有個人情報は、条例の定める開示請求等の適用除外とされている。

イ 法第122条第1項該当性について

本件保有個人情報が記載されている文書について、当審査会事務局職員をして処分庁に確認したところ、本件請求に該当する文書が存在するとすれば、それは、司法警察職員が法令の規定に基づき捜査活動を行った結果作成された証拠書類であるとのことであった。これを踏まえて、以下、当該文書が法第122条第1項に該当するか検討する。

法第122条第1項により適用除外とされている要件のうち、「司法警察職員が行う処分」の意義については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第189条第1項において、「警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。」と規定しており、同条第2項において、「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定していることから、刑事事件等について、法令の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動を指すと解される。

警察官が犯罪の捜査を行うに当たっての方法や手続は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）その他の関係法令等に定められており、規範では、警察官は自ら捜査の端緒を得、又は告訴、告発、被害届等を受理した場合には、着手報告等必要な手続を経て捜査に着手し、

取調べ、証拠の収集その他犯罪として立件するために必要な捜査活動を行うこととしている。そして、規範第 55 条の「捜査を行うに当たっては、司法警察職員捜査書類基本書式例による調書その他必要な書類を明確に作成しなければならない」等の規定により、捜査活動の結果、必要な書類が作成されることとなる。

本件保有個人情報、審査請求人が特定事件の被疑者となった経緯がわかる文書であるところ、こうした経緯については、一般に、上記捜査活動の過程で記録が作成されるものであり、そうすると、本件請求に該当する文書が存在するとすれば、それは、処分庁が述べるように、司法警察職員が捜査活動を行った結果作成された証拠書類であるといえる。

よって、本件保有個人情報は、司法警察職員の処分に際して取得される情報であり、法第 122 条第 1 項で規定される保有個人情報に該当すると認められる。

(3) 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件保有個人情報については、法第 122 条第 1 項に該当するため法第 5 章第 4 節の規定が適用されないものであり、条例第 3 条第 2 項の規定により、条例第 3 章の規定は適用されないものと判断するのが妥当である。